

返還免除施設で就業中の人で、
育児休業のため仕事※を休む人は ～返還猶予の申請～
※看護業務以外は含みません
ただし、返還中の人で育児休業のため仕事を休んでも、返還猶予にはなりません。

～ 書類を出す前に 医療政策課看護担当 に相談してください ～

「返還猶予申請書」と育児休業中であることを証明できる書類を
医療政策課看護担当に提出してください。

あなたの名前、生年月日、育児休業期間、証明年月日、医療機関長の
印のあるものであれば様式は問いません。

育児休業証明書

修学生決定番号第 _____ 号

徳島県 保健師
助産師
看護師
准看護師
修学資金返還猶予申請書

住所 徳島市万代町1丁目1番地
氏名 徳島花子
昭和50年7月15日生

産後休暇終了日
の翌月初日から

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第10条の規定によ
り、修学資金の返還の債務の履行について猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。

1 返還未済の修学資金の額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

2 返還すべき期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで

貸与期間と同じ長さの期間

3 猶予を受けようとする期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで

(徳島花子は3年間修学資金の貸与を受けて
いたので返還すべき期間は3年間である)

4 猶予を申請する理由

育児休業にはいるため

年 月 日

育児休業終了日の月末まで

申請者氏名 徳島花子 印

徳島県知事 殿

必ず印鑑を
押すこと

※ 提出書類は2枚です。

「返還猶予申請書」 + 「育児休業証明書」

猶予期間終了前に必ず医療政策課に連絡を！